

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」  
に関するコメント

2006年2月27日  
(社)日本経済団体連合会  
経 済 本 部

1. ソフトウェア取引の複合取引についての会計上の考え方

複合取引の会計上の扱いは、販売活動に関わる重要な問題である。したがって、注釈を用いた曖昧な記載ではなく、本文で明確に示すべきである。

(1) ハードとソフトが有機的の一体として機能する場合とそうでない場合とに分けて、収益計上の時期と計上金額の見積もりについて本文において記述し、分かりやすくしていただきたい。

また、有機的の一体として機能する場合でも、ユーザーのニーズによりハードを先行納入することがあるが、この場合には「取引全体の完了時に一体として処理する」ことは、必ずしも合理的でないケースも考えられる。明確な線が引きがたいのであれば、選択可能な実務とすべきである。

(2) 上記(1)の場合、ハードについては出荷基準などいくつかの実務があるが、この点との関連を明確にすべきである。

(3) また、ハード据付調整作業についてもハード本体と一体で計上する、あるいはハード本体とは区分して計上する実務もあると考える。これらがソフトとの関連でどのように位置付けられるのか明確化すべきである。さらに据付調整に関しては、別契約のケースや無償のケースもあるところであるが、この点についても取扱いを明らかにすべきである。

2. ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方

本文7頁に例示されているソフトウェア取引の1つ目(ソフトウェア開発の占める割合が小さいケース)について、このような取引でも、販売者が通常負担すべきリスクを負っている場合は、総額表示することになる点を明記すべきである。

3. 適用時期等

公開草案のように平成18年4月1日以降開始する事業年度からの適用を原則とするのではなく、平成19年4月1日以降開始する事業年度からの適用を原則とし、平成19年3月31日以前に開始する事業年度から適用することもできるとすべきである。

【理由】

公表文の4頁(参考)に記載されている、本公開草案の公表に反対する委員

の意見と同様の理由による。

なお、公開草案における適用時期に賛成する委員は、「本実務対応報告は、新たな会計基準ではなく、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取り扱いを明らかにするものであるため、公表後速やかに適用すべきである」としているが、公表に反対する委員の意見にある通り、実務的な観点からは、本公開草案は企業にとって多大な対応を要するケースが多く見られると考えられる。したがって、原則適用時期の決定にあたっては、新たな会計基準設定の場合と同様に、実務的な観点からの適用可能性を十分に考慮すべきである。

以 上